

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況(28年度)	(4)	課題、対策及び効果
	人権教育の推進							
	学校教育における人権教育							
ア	発達段階に応じた 人権教育の推進	【人権教室・人権集会】 ・人権擁護委員が講師となり、次世代を担う子どもたちが人権教室を通じて命を大切にする気持や、他者への思いやりの心を培い、人権に対する理解を深めるため、中学1年生を対象とした「人権教室」を開催する。 ・人権集会を通して、人権啓発を行う。	市民協働推進課 指導室		・平成28年度は、市内中学校全校で1年生を対象に実施。 内容：人権擁護委員の講話及びビデオ上映 （題名：いじめをなくすために、今） 実施校 守谷中学校 6月17日6時限目 138名 御所ヶ丘中学校 6月20日6時限目 201名 けやき台中学校 6月29日3時限目 173名 愛宕中学校 7月14日5時限目 123名 ・「道德の時間」を通して思いやりの心を育んだ。 ・NHKいじめを考えるキャンペーン「100万人の行動宣言」に参加した。 ・「守谷しぐさ」を活用して、相手意識や公共のマナーについて理解を深めた。	・学校と協力して生徒への人権啓発「おもいやり」「ゆうき」「やさしさ」「いじめ」について考える機会を設けることができた。今後も継続して実施していくことが効果に繋がっていくと考える。 ・人権教育、マナーアップ推進事業については計画的に実施しており、児童生徒の人権に対する意識も高まりつつある。特に、いじめ防止に関しては、児童生徒主体の活動が展開されている。今後も、成果と課題を明確にして人権教育を継続していきたい。		
		【人権メッセージ等の募集】 ・憲法で保障されている国民の基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、小・中学生を対象に人権週間に合わせて人権習字・メッセージの募集展示、入賞者表彰等を行う。	市民協働推進課 指導室	・市内小・中学校から約200点を募集し、人権習字39点、及び人権メッセージ48点の入選者を選出。人権週間(12／4～10)に合わせて市役所ロビーにて展示。その後、文化会館にて1週間展示。その他、入選者の作品を冊子として作成、入選者及び各学校に配付。 ・人権集会で人権メッセージやいじめ防止川柳を発表、また、人権啓発ビデオを視聴し感想の発表を行った。学級活動において、構成的グループエンカウンターを取り入れ、互いを尊重し、協力し合って生活できる好ましい人間関係づくりに努めた。(随時) ・人権週間の取組の一環として、小学校で人権メッセージ・人権習字に取り組み、また、児童生徒が主体となって、いじめ防止について考える場を設定した。(5～10月) 注)構造的グループエンカウンター：リーダーの指示した課題をグループで行い、そのときの気持ちを率直に語り合うこと。				
		【マナーアップ推進事業】 ・各小中学校であいさつ運動を実施する。また保幼小中高一貫教育の観点から、小中高と地域が一体となったあいさつ運動も行う。	指導室	・各小中学校におけるあいさつ運動に加え、各中学校区での小中高と地域合同での活動に積極的に取り組んだ。異学年交流を通して、コミュニケーションやあいさつの大切さを理解できるよう取組を行った。				
		【総合的な学習の時間における人権教育の実施】 ・男女混合のグループによる話し合い活動や学習活動を行う。また、地域の人との関わり合いを重視した交流活動を実施する。	指導室	・小中学校における総合的な学習の時間においては、男女混合のグループで調べ学習や意見交換等を行い、お互いの考え方や立場を尊重する態度を育てた。				
イ	教職員の資質向上	【人権教育講演会】 ・人権問題についての理解と認識を深め、偏見や差別意識の解消と人権意識の高揚及び人権文化の構築を目的として、市民や企業及び団体、議員、教職員等を対象に毎年、市及び教育委員会との共催により、講師を招いての講演会を開催する。	学校教育課 市民協働推進課		・当該事業は、隔年ごとに学校教育課と市民協働推進課で担当している(平成28年度は市民協働推進課)。 ・平成28年8月5日(金)守谷市中央公民館にて開催。 演題 『差別と戦争をなくすために』 ～ふるえるような怒りの奥底にすぎるような命の願いがあった～ 講師 有馬理恵氏(劇団俳優座所属舞台女優) 参加者 379人	・市内全教職員に参加依頼するため、夏休み期間中に開催している。継続的な開催により、多くの参加者があり、市民の人権意識の高揚に寄与しており今後も必要である。		
		【人権教育研修講座】 ・市民協働推進課人権推進室長及び人権教育の有識者を講師に招いて、初任者及び守谷市に初めて赴任してきた教職員、各校人権教育主任を対象に、人権教育研修講座を開設し、人権教育の理解と啓発を図る。	市民協働推進課 指導室	・当市の小中学校に初めて赴任された教職員、新規採用職員、人権教育主任、児童生徒支援加配教員を対象に実施。内容については、いじめ問題にどう向き合うかについての講話及び守谷市の人権啓発について(同和問題の正しい認識)の講話。 4月21日 守谷市へ新赴任された教職員への講話、参加者42名 8月4日 各学校の人権教育担当者への講話	・新規採用された職員や守谷市に新たに赴任された教職員が、人権、同和問題を正しく理解していくために今後も必要である。			

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況(28年度)	(4)	課題、対策及び効果
社会教育における人権教育								
ア 家庭教育の充実		【家庭教育講座】 ・親として子育ての責任と大切さについて学ぶ。 【家庭教育講演会】 ・「子育て支援」事業の一環として、家庭教育の向上を図る。		生涯学習課	・家庭教育講座 ・第1回「やれば、のびる」やる気スイッチの入れ方！ 5/24(月) 参加者64名 ・第2回「守谷の一貫教育を知ろう」中学校での進め方は 6/21(火) 参加者51名 ・第3回「本に親しむ」本の選び方と読み聞かせ 7/8(金) 参加者42名 ・第4回「川柳を楽しもう」 8/17(水) 参加者15名, 27(土) 参加者11名 ・第5回「守谷の一貫教育を知ろう」中学校での進め方は 9/21(水)参加者67名 ・第6回「郷土史を楽しむー守谷城址」 10/22(土)参加者21名 ・第7回家庭教育講演会「個人・個性を考える」 11/26(土)参加者42名 ・第8回「子育ての基本とは」家庭教育ハンドブックを活用 12/17(土)参加者18名 ・第9回「子どものイライラ期」家庭教育ハンドブックを活用 1/21(土)参加者29名 ・第10回「心の健康」心のもやもやをなくす 2/28(火)予定 ・第11回「マナーとしつけ」守谷しぐさを活用 3/18(土)予定		・「魅力ある講座とは」を考え開催していく。土曜日の講座開講の実績を元に、親子で参加する講座の実施を検討していく。 ・近年、核家族が多くなり、家庭教育講座を通し、親が子どもの心身発達上の課題などを学び、親の役割や家庭のあり方を再認識するために今後も必要である。	
イ 生涯学習機会の提供		【公民館事業】 ・各公民館で、子育て等各種教室を実施することにより、人権啓発が図られる。		生涯学習課	・子育て講座:孫の世話の仕方を学び、若い夫婦の子育ての支援ができるようにする。 高野公民館 6/28(火)・7/5(土)参加者9名 ・産後のママセミナー:活動しながら、育児の悩みや情報交換を行うことにより、心安定して子育てができるようにする。 中央公民館 10/5(水)・26(水)参加者30名		・各学習施設で学んだ技術等を地域の皆さんに呼びかけ、学びを通して地域づくりを行う必要がある。	
人権啓発の推進								
市民への人権啓発								
ア 啓発内容の充実と多様な啓発媒体の活用		【広報もりやの活用】 ・「人権週間」をはじめとする強化期間などの広報活動や人権擁護委員等による啓発活動の紹介を掲載する。 【広報・市ホームページ活用】 ・人権週間に併せて行う「文化会館人権啓発研修会」を紹介し、人権週間や隣保館活動を市民に周知する。		市民協働推進課 市民協働推進課 (文化会館)	・広報もりや、ホームページを活用し人権啓発を行った。 7/10号 人権教育講演会のお知らせ 10/10号 行政相談週間のお知らせ 11/25号 人権週間のお知らせ 1/10号 人権週間街頭啓発キャンペーン ・12月、人権週間に併せて行う「文化会館人権啓発研修会」をホームページと広報で紹介し、人権週間や隣保館活動を市民に周知。併せて、館内に掲示。		・多様な啓発媒体の活用について、今後も広報もりややホームページを活用する。また、広報モニター等の利用を積極的に活用する。	
イ 国、県、関係団体等との連携による啓発活動の充実		【守谷市人権施策推進基本計画の推進】 ・守谷市における人権施策に関する施策を総合的に推進していくために「守谷市人権施策推進基本計画」に基づいて、各施策の取組を推進する。		市民協働推進課	・平成29年2月28日(火)第一回守谷市人権施策推進協議会。各課における人権に関する各施策の推進の取り組みや、平成28年度の事業の進捗状況について報告。		・守谷市人権施策推進基本計画に基づく各施策については、人権施策推進協議会で検証し、より効果的・効率的に取り組んでいくシステムを構築していく必要がある。	

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況(28年度)	(4)	課題, 対策及び効果
			【街頭啓発キャンペーン】 ・商工まつりや人権週間(12月4日～10日)にあわせて人権擁護委員等と、広く市民に人権の大切さについての認識を深めることを目的に、街頭啓発を行う。	市民協働推進課		・9月24日(土) 守谷駅西口広場(商工まつり)において、人権擁護委員3名、職員による人権啓発活動を実施。チラシ及び啓発グッズ(200枚)を配布。 ・12月9日(金) 市・教育委員会・人権擁護委員・市内中学生による街頭啓発キャンペーンを実施。守谷駅及び市内店舗(5箇所)でボールペン(1,000本)及びチラシを配布。		・街頭啓発キャンペーンは、特定の人だけではなく幅広い市民に対し、人権問題の大切さを理解してもらえる場として今後も継続して実施する必要がある。
			【隣保館運営事業】 ・茨城県隣保館連絡協議会との連携により、人権啓発用品の配布。また、守谷市文化会館単独での啓発用品の配布。	市民協働推進課 (文化会館)		・茨城県隣保館連絡協議会との連携により、窓口にて人権啓発用品の配布。また、国・県からのポスターなどの掲示や、守谷市文化会館単独での啓発用品の配布(文化会館まつり、各講座)		・隣保館使用者、幅広い人に人権啓発を行い、理解を深めるため今後も継続して実施する必要がある。
ウ	相談・支援体制の充実		【人権相談】 ・人権擁護委員が市民の人権にかかわる相談に応じ、適切な指導助言を行う。(家庭内の問題、虐待、DV、いじめ、同和問題、セクハラ、近隣関係、相続、借地借家、金銭貸借、登記、その他)	市民協働推進課		・平成28年度:相談日は4・5・6・7・9・10・12・2月 全8回 ・平成28年12月までの相談件数は12件あり、近隣関係の相談が多く見られる。必要に応じて関係機関と連携し適切な助言に努めた。		・相談内容も複雑化しているので、関係機関との連携が必要である。
			【法律相談】 ・市民が抱える法律措置の可能な相談について、法律専門家である弁護士が具体的なアドバイスや解決策を与える無料法律相談を毎月第3木曜日(原則)に開催する。	市民協働推進課		・平成28年度:相談日は原則毎月第3木曜日 全12回 ・平成28年12月までの相談件数は71件。		・弁護士から法的解決策を教わることができる制度であり、問題を抱える市民にとって大きな役割を果たしている。
			【行政相談】 ・市民の相談相手として、国の仕事に関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを行う。	市民協働推進課		・平成28年度:相談日は原則毎月第2月曜日 全12回 ・平成28年12月までの相談件数は5件。		・相談内容も複雑化しているので、関係機関との連携が必要である。
			【生活相談事業】 ・隣保館運営において、生活相談員を2名委嘱し、地域住民の生活上の相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携をとり地域住民の福祉の増進を図る。	市民協働推進課 (文化会館)		・隣保館運営において、生活相談員を2名を委嘱し、地域住民の生活上の相談や、必要に応じて関係機関と連携をとり地域住民の福祉の増進を図った。 12月末現在、相談日数(77日)件数(77件)		
			【守谷市総合教育支援センターの活用】 ・学習、友達関係、いじめ、不登校等、児童及び保護者の様々な心の悩みについて相談を受けることで、不安や悩みの緩和・解消を図るとともに、いじめ、不登校等の未然防止、早期発見、迅速な対応により解決を図る。 ・教育全般や子育てに関するさまざまな問題、また小学校入学前のお子さんの心身の発達や就学に関わる相談を受け付け、支援を行う。 ・相談の対象を小学生から一般の方々まで広げ、幅広く相談に対応していく。	指導室		・守谷市総合教育センターは、月曜日～金曜日(9:00～16:00)で相談等を行っている。 ・現在職員は9名であるが、1日あたりの勤務人数は5～6名である。内2～3名は心の教育相談員として学校訪問を行っているので、センターに残る職員は4名で、この4名で適応指導教室及び電話相談等や他の業務を行っている。 ・今年度12月末現在の相談。 電話相談 164件 来所相談 196件 訪問相談・支援 323件		・アウトリーチ型の支援も含め、センターとしての機能を発揮しつつある。しかし、相談等の件数に対する人員が不足しており、時間をオーバーして業務に当たっていることも多く、相談員及び発達検査に対応できる職員の増員が求められる。 注)アウトリーチ型:公共機関側より、悩みを持っている児童や保護者に対し、訪問して相談を行う。
			【適応指導教室の実施】 ・適応指導教室(『はばたき』)は、学校への登校に対し不安を感じている子どもたちへ、再登校のための支援や相談を行う。様々な活動を通して子どもたちの社会性や協調性等を養い、自立心を培う援助を行う。	指導室		・児童生徒一人ひとりの実態に合わせて、学習支援、教育相談ソーシャルスキルトレーニングを行い、学校生活に対応できるよう支援を行っている。また、保護者に対しても面談や相談を行っている。		・学校との連携を密にしながら再登校に向けて指導・援助を行い、学校に登校できるようになった生徒もいる。

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況(28年度)	(4)	課題、対策及び効果
			【 児童発達支援 】 ・発達に心配のある未就学児童及びその保護者に対して各種相談に応じる。また関係機関との連携を図る。	社会福祉課		・12月末現在、相談件数434件 ・指導室、総合教育支援センターと連携して、就学相談・学校見学を実施。 ・保健センター、竜ヶ崎保健所と連携して、発達相談を実施。 ・その他必要に応じて学校、保育所、幼稚園、家庭児童相談室、子育て支援センターとも連携を図り、多角的に支援している。		・相談者からの相談に対し、関係機関と連携し必要な機関との連絡調整や相談趣旨の確認を行い随時対応した。
	企業等への人権啓発							
	ア 企業内人権研修への支援		【 人権研修会への支援 】 ・企業における人権学習・啓発について、茨城県人権啓発推進センターやハローワーク常総と連携を図り、講師派遣等の支援を行う。	市民協働推進課		・平成28年度において、市内38社の企業に人権教育講演会(8月5日開催)通知を送付し、人権学習の機会を行った。参加企業1社		・企業における人権学習・啓発について、市から情報を今後も発信していく必要がある。また、事業主に対して、就職差別「公正な採用選考」に関する啓発も必要である。
	女性の人権							
	ア 男女共同参画を推進するための意識づくり		【 男女共同参画を推進するための講座・講演会 】 ・男女共同参画ネットワーク委員を委嘱し、男女共同参画ネットワークフォーラムを企画運営するなど市民の男女共同参画の意識づくりを行う。	市民協働推進課		・広報もりやに男女共同参画コラムを隔月掲載。 ・御所ヶ丘中学校において、男女共同参画に関する啓発出前講座を開催(7月15日、中学2年生対象222名) ・ぱーとなーしっぷフォーラムに向け、男女共同参画推進ネットワークと協力し、事業の企画運営を行う。 ・ぱーとなーしっぷフォーラム2017開催 演題「子どもがもっと好きになる、子どももあなたを好きになる」(1月21日、市民ギャラリー、参加者130名)		・多様な世代、多様な形式で啓発を行い、性別に関わらずお互いを尊重しあう意識づくりや職業選択等の男女共同参画意識の醸成ができた。
			【 男女共同参画推進計画の推進 】 ・男女共同参画社会の実現に向けて市の目指す方向を明らかにし、進捗状況を管理することで男女共同参画の意識づくりを行う。	市民協働推進課		・守谷市男女共同参画推進委員会を7月5日、9月28日開催し、2月24日にも開催予定。 ・夏休みに小学5年生と中学2年生及び一般市民に「みんながいきいきと暮らせる男女共同参画に関する絵てがみ」を募集し、市長他に審査を依頼、表彰した。応募数小学生663名、中学生636名、一般市民10名)		・持続可能な地域を創るため、女性活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの一層の推進を図りながら、一人ひとりがお互いに人権を尊重できるまちづくりを行えるよう、庁内の連携を図りながら計画の推進を行っている。
			【 道徳教育を中心とした男女平等教育の実施 】 ・道徳の時間を通して、特に学習指導要領(道徳)内容項目2「主として他人とのかかわりに関すること」における道徳的価値を深めていく。また、学校の教育活動全般を通して望ましい人間関係づくりや、男女相互理解を推進していく。	指導室		・各学校において年間指導計画に基づき、週1時間の道徳の時間を通して道徳的実践力の育成に努めた。 ・様々な学校行事を通して、男女が互いに尊重し、協力していく態度の育成に努めた。 ・保幼小中高一貫教育の取組の一環として、中学校区ごとに道徳教育計画を策定した。		・どの学校においても男女が協力して活動する場面が多く見られた。異性を尊重し、互いに協力して助け合おうとする態度が養われている。
			【 両親学級 】 ・第1子の夫婦を対象に妊娠・出産・育児の講義や実習。パートナーとの関係を見つめ直し、夫婦の協力を考える場。	保健センター		・年8回実施 12月末までに6回実施、参加した夫婦は103組。3月末までの予定は137組。		・妊娠期から子育て期を通して、お互いのパートナーシップを考えるきっかけ作りの場となっている。体験や講義に夫婦で参加することで、今と今後について夫婦で考えていくことが、共有できたと好評を得ている。今後も継続していく必要があると考える。

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況(28年度)	(4)	課題, 対策及び効果
イ	女性に対する暴力の防止	【DV被害者に対する支援措置】 ・随時DV被害者の相談業務を行う。必要に応じて各課との連絡調整, 緊急避難の支援等を行う。		市民協働推進課	・継続及び新規相談として9件を受理し, 他市町村との連絡調整, 関係課との連携等を図り, 被害者およびその子どもたちの安全確保と支援を行った。		・DV被害者に対する支援は緊急避難のみならず, 避難後の生活のために子どもの福祉の確保や生活保護など福祉面での支援が必要になることが多く, 相談にあたる職員の専門性の確保が課題であり, 現場での実践や研修への参加を通じ職員のスキルアップに努めている。	
		【市営住宅配偶者被害者優先入居】 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に該当するもの。		建設課	・12月現在 該当者なし。		・当市の市営住宅は66戸であり, 被害者の優先入居は, 空き状況により左右されるため, 県営住宅との連携に努める必要がある。	
		【住民基本台帳事務における支援措置】 ・DV, ストーカー行為等や児童虐待の被害者の保護のため, 支援措置申出により, 被害者に係る住民基本台帳の閲覧, 住民票の写し等の交付, 戸籍の附票の写し等の交付制限を行う。		総合窓口課	・12月末現在 DV, ストーカー行為等の支援措置実施件数 52件 61名 児童虐待の支援措置実施件数 0件		・DV, ストーカー行為等の被害の増加が社会問題にもなっており, 今後も継続して実施していくことが, 被害者保護のため必要であり有効であると考え。 ・現在, 児童虐待の支援措置申出はないが, 事業として今後も継続し, 申出があった場合には迅速に対応できる体制が必要である。	
ウ	地域活動における男女共同参画の促進	【市主催の会議における保育ルーム設置】 ・市主催の事業で市長が必要と認めた場合は保育ルームを設置する。		市民協働推進課	・「ママが活躍する“まち”」プロジェクト及び各種審議会において保育ルームを設置。29件, 116名(平成28年12月までの実績数)		・市政への参加や協働のまちづくりのための事業に子育て中の世代が参加可能となった。	
		【学校行事における男女平等教育の実施】 ・文化祭や運動会(体育祭)において, 男女混合グループによる発表や男女混合の種目等を実施する。また, 校外学習や社会科見学では, 男女混合でグループを構成し, 協力して見学や体験を行う。		指導室	・各種学校行事, 教育活動を通して, 男女混合のグループによる体験活動等を実施した。		・各種学校行事を通して, 協調性や自己有用感などが養われている。	
		【女性消防団員による火災予防活動の推進】 ・市民の防火・防災意識の向上を図るため, 女性団員による街頭キャンペーン等を行い, 火災予防の啓発に努める。		交通防災課	・平成28年9月25日9時より正午, 駅前街頭キャンペーン, 守谷駅前にて啓発用品及びチラシを配布(女性消防団員7名参加) ・平成29年1月7日, 中央公民館にて消防出初式(女性消防団員12名参加) ・火災予防パレード, 平成29年3月5日予定(市内4ルート, 参加者103名)		・啓発活動の一環として, 駅前街頭キャンペーン等を実施したことで, 防火意識の高揚が図られた。	
		【女性交通指導隊による交通安全活動の推進】 ・女性の視点での交通指導や交通安全教室を行い, 交通安全意識の向上に努める。		交通防災課	・交通安全キャンペーン 実施回数:3回, 平成28年4月8日, 7月21日, 12月2日, ふれあい道路通過車両に対し啓発用品及びチラシを配布(1, 800ヶ) ・交通安全教室(通年)		・女性隊員による, きめ細やかな交通安全指導により, 交通安全意識の高揚が図られた。	
エ	男女が働きやすい環境づくりの推進	【審議会等委員への女性の参画促進】 ・第二次守谷市男女共同参画推進計画において, 平成29年度までに, 審議会等における女性委員の割合の目標値を34.0%としています。		総務課	・審議会等委員への女性の登用状況(平成28年4月1日現在) 審議会等の数:48 総委員数:669名 女性委員数:228名(34.1%)		・各種審議会委員等の選考に関する運用基準を設け, 女性委員の登用を推進する。	

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況(28年度)	(4)	課題、対策及び効果
子どもの人権								
ア	健やかな成長を支える教育環境の整備	【各種体験活動の実施】 ・児童生徒が主体となって参加できる各種体験活動を通して、心豊かな児童生徒を育てる。		指導室	・み＝身支度，そ＝掃除，あ＝あいさつ，じ＝時間を守る，からなる「みそあじ運動」「あじみ運動」を中心に基本的な生活習慣や責任感等の育成を図った。 ・児童会・生徒会によるオレンジリボンキャンペーンを通して，いじめ防止を呼びかけた。		・児童生徒主体の委員会活動や係活動を通して，思いやりの心や協調性，責任感等が養われている。	
		【中高生保育体験及び子育てボランティアの受け入れ】 ・中高生の保育体験，夏休み期間中の保育ボランティアを受け入れ，乳幼児とのふれあいの機会を通して，新しい家庭を持ち，命を育んでいくことの大切さを啓発する。		児童福祉課	・主に市内中高生等を対象に保育体験及び子育てボランティアの受け入れを行う。 内容：乳幼児の子どもたちと一緒に遊んだり基本的な生活習慣の介助を実施した。 ※公立保育所での受け入れ人数 土塔中央：7月 17人，8月 8人 北園：7月 13人，8月 5人		・公立保育所において夏季期間に中高生保育体験及び子育てボランティアを受け入れることにより，中高生等が乳幼児と触れ合う機会を提供し，保育の楽しさや子育ての大切さを体験させることができた。また，中高生が将来の職業として興味や関心を持たれた生徒もいた。今後も乳幼児と触れ合う機会を提供することで，より多くの方に子育て支援の機会を提供していく。	
イ	子どもの権利が尊重される環境づくり	【情報発信と地域・保護者との連携】 ・学校・家庭・地域の連携を図るためには，情報公開や発信が大切である。ホームページや各種通信で児童生徒の姿を伝え，信頼される学校づくりを進めていく。		指導室	・各学校にてホームページは，ほぼ毎日更新され，各種たよりは月1回以上更新し，学校だより学年だより等を配布している。 ・学校公開日や授業参観を年間5～6回設定し，児童生徒の学校での活動の様子を保護者が直接見られるようにしている。 ・市内の全小中学校のホームページに，各校の「いじめ防止基本方針」を掲載している。		・情報公開，発信を通して「開かれた学校づくり」に努め，子どもの権利が尊重される学校づくりを継続していく。	
ウ	いじめや不登校等に関する取組	【各中学校区生徒指導部会の開催】 ・いじめや不登校に関する情報交換や校区内での共通支援に向け，定期的に部会や研修を行う。		指導室	・今年度12月までに，各中学校区5～6回の生徒指導部会を行い，いじめや不登校の未然防止や解消に向け情報交換等を実施している。		・生徒の不登校に対する早期発見，早期対応の意識が教職員間において高くなったが，学校の支援やサポートだけでは対応できない状況も見られる。	
		【いじめ実態調査】 ・毎月各小中学校で調査を行う。いじめの認知件数，解消件数，継続支援件数，及び内容や援助指導の状況等を把握し，いじめの早期発見，早期対応に努めていく。		指導室	・毎月各小中学校から実態調査についての報告を受けている。 12月現在，認知件数60件，解消件数40件，継続件数20件 ・教育委員会と学校及び関係機関が連携し，いじめ防止に努めている。		・児童生徒の中に，「いじめを許さない」という意識が高まってきている。 ・学校がいじめを認知し，指導，支援を行い解決に向かった児童生徒は，今後も声かけや見守り及び個別相談等の支援が必要である。	
		【家庭児童相談事業】 ・家庭や学校の問題，育児の問題など，適正な児童育成，家庭福祉の向上を図るための相談を行う。		児童福祉課	・児童相談(12月28日現在) 相談件数90件 ※出張相談 南守谷児童センター(毎週金曜日)33回，10件 守谷駅前親子ふれあいルーム(毎月第2金曜日)9回，9件		・子どもの問題や育児の問題など，様々な相談に応じ，丁寧に対応することで，不安の解消につなげることができた。また，出張相談を実施することにより，親と身近な場所での相談を可能としている。	
エ	児童虐待の防止	【虐待の早期発見と予防の啓発】 ・守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会を通して，虐待を受けている児童や，養育支援を必要とする家庭を早期に発見して適切な支援を行う。		児童福祉課	・守谷市子ども家庭支援ネットワーク会議，ファミリーサポートセンターのサポーター研修，民生委員児童委員会，11月10日号広報等で虐待の早期発見と予防を啓発した。 子ども家庭支援ネットワーク会議，2回，参加者72名 サポーター研修，2回，参加者18名 民生委員児童委員会，実施予定。		・虐待の有無にかかわらず，気になる家庭に対して，医療機関や学校等の関係機関や民生委員児童委員等からの連絡が増加している。 ・今後も虐待の未然防止，育児不安の解消を第一に考え，これら家庭を支援する体制を堅持していく。	
		【児童虐待ネットワーク会議の実施】 ・代表者会議，実務者会議，個別ケース検討会議を開催し，ネットワークの強化，虐待事例の情報共有，虐待対応技術のレベルアップを図る。		児童福祉課	・平成28年6月30日(木)代表者会議，代表者20名参加 ・平成28年6月22日(水)第1回実務者会議，実務者52名参加 ・平成29年2月1日(水)第2回実務者会議，実務者52名参加 ・個別ケース検討会議84件(12月現在)		・守谷市での虐待にかかる状況把握や困難事例を検討するなど，ケース対応の向上に努めた。 ・各機関と連携し，個別ケース検討会議を適宜開催しており，関係機関との連携や具体的な支援計画を立てて対応することができた。	

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況(28年度)	(4)	課題, 対策及び効果
			【虐待等に関する相談】 ・家庭相談員や虐待相談窓口の職員による相談・支援を行う。	児童福祉課		・虐待等に関する相談(12月28日現在) ・要保護相談(虐待)40件 要支援相談(養護)41件		・通報を受け, 児童の安全確認を迅速に行い, 必要に応じ児童相談所での一時保護措置や守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会を通じて見守りを行うことができた。
	高齢者の人権							
	ア 虐待の早期発見・対応		【見守りによる虐待の早期発見】 見守り活動等協力事業所との連携により, 虐待を早期に発見できる体制を整える。	介護福祉課		・「見守り活動等に関する協定」を新たに4事業所と締結し, 47事業所による57の見守り拠点を整備した。 ・見守り活動等協力事業所情報交換会 月日:平成28年8月24日 内容:虐待等の早期発見に向けた連携体制づくり		・高齢者虐待は, 予防, 早期発見・早期対応が重要であるため, 市内で見守り活動を行っている医療機関, 介護サービス事業所等との連携を強化する必要がある。そうすることで, 「虐待の疑い」の段階で通報しやすい体制となる。
			【虐待防止の啓発と虐待への迅速な対応】 ・高齢者虐待防止に関する啓発を進めるとともに, 虐待への対応や防止, 養護者への支援を行う。	介護福祉課		・事業所の介護支援専門員, 民生委員, 家族, 本人等からの高齢者虐待に関する相談を受け, 対応した。 平成28年4月～12月の実績:14件 平成29年1月～3月の推計件数:5件		・より多くの市民, 事業所職員等に, 高齢者虐待に関する認識を持ってもらえるよう, 啓発の機会を増やしていく必要がある。そうすることで, 「虐待の疑い」の段階で通報しやすい体制となる。
	イ 権利擁護事業の推進		【高齢者の権利擁護事業】 ・高齢者の成年後見制度などの権利擁護に関する相談対応を行う。また, 成年後見制度の利用が必要だが, 家庭裁判所の申し立て手続きができない高齢者を対象に, 市長が申立人になることや低所得者には費用の助成を行う。	介護福祉課		・高齢者の成年後見制度利用に関する相談を受け, 対応した。 平成28年4月～12月の実績:7件 平成29年1月～3月の推計件数:2件 ・守谷市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定に基づき, 要支援者に対する支援を行った。 平成28年4月～12月の実績:2件 平成29年1月～3月の推計件数:0件 ・市内事業所の職員を対象とした成年後見制度の研修会を実施。 月日:平成28年10月6日, 参加者30名 講師:戸田司法書士事務所 司法書士 戸田進 氏 内容:成年後見制度について		・成年後見制度を知らず, 相談に結びつかないケースもあるため, 市民への講演会や事業所のケアマネジャーへの研修を行い制度の周知に取組む。そうすることで, 権利が守られ, 自立し安心した生活を営むための支援につなげることができる。
	ウ 地域での相談・支援体制の推進		【総合相談事業】 ・地域包括支援センターが, 高齢者のあらゆる相談を受けるとともに, 地域の相談窓口としての在宅介護支援センターに相談業務を委託する。	介護福祉課		・地域包括支援センター及び在宅介護支援センターにおいて, 保健師, 主任介護支援専門員, 介護支援専門員, 社会福祉士等が窓口, 電話, 訪問先等において, 高齢者やその家族, 民生委員等からの相談を受け, 解決まで支援した。 平成28年4月～12月の実績:511件 平成29年1月～3月の推計件数:171件		・あらゆる人のあらゆる相談に応じるため, 地域に出向いてネットワークの構築を検討することで, 適切なサービスの提供や援助を継続的に行うことができ, 相談しやすい環境を整えることができる。
			【地域介護予防活動支援事業(認知症サポーター養成講座)】 ・認知症についての理解を深めてもらい, できる範囲での支援を行う認知症サポーターを養成する講座を開催する。	介護福祉課		・自治会, 商工会等の団体, 学校等において実施した。 平成28年4月～12月の実績, 22回, 延べ376名 平成29年1月～3月の推計件数, 11回, 延べ132名		・認知症を正しく理解した「認知症サポーター」を養成することで, 「地域において認知症の人やその家族を温かく見守り支援する応援者」の輪を広げることができる。

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況(28年度)	(4)	課題、対策及び効果
	障がい者の人権							
ア	障がいのある人への理解促進と社会参加への支援		【障害者週間の周知】 ・障害者基本法により、毎年12月3日から12月9日まで「障害者週間」が規定されているが、この期間中、庁舎正面に懸垂幕を掲出し、広報に関係記事を掲載するとともに、障がいに対する勉強会や講演会を開催し、障がい者への理解促進を図る。	社会福祉課		・障害者基本法により、毎年12月3日から12月9日まで「障害者週間」が規定されているが、この期間中市役所正面玄関に懸垂幕を掲出することにより障がい者への理解の促進。 ・12月4日に心のバリアフリーフェスタを市役所大会議室と中会議室にて開催し、市民を対象として、障がいについての講演会のほか、福祉事業所、障がい児父母の会、手話サークルの活動発表、参加者100名 ・障害者週間のほかに、10月28日に商工会会員を対象として、障がい者の雇用促進を図るための勉強会を市役所大会議室において開催、参加者30名		・健康スポーツフェスティバルの福祉部門が廃止されたことにより、障がい者団体の活動を周知する機会を確保する必要がある。また、障害者週間を含む様々な機会を通じて、障がいについての理解促進の機運をさらに醸成していく必要がある。
			【就労移行支援事業の利用促進】 ・市内の事業所にて就労移行支援事業を実施しており、ハローワークと連携し、就労に結び付けられるよう支援を行っている。	社会福祉課		・市内の5事業所(ケアステーション・モリヤ、レジーア、守谷市障がい者福祉センター、ゼロポイント、ワークショップリベルテ)にて就労移行支援事業を実施しており、ハローワークと連携し、就労に結び付けられるよう支援を行っている。また、当市では、当該事業の利用者が約40名いる。		・実際に就労に繋がるケースが少ないため、市において特別支援学校の生徒を実習生として受け入れている。
			【精神保健事業】 ・こころの病に対してテーマを決めて正しい知識の啓発を実施している。	保健センター		・精神保健福祉ボランティアフォローアップ講座。 10月6日、参加者14名、20日、参加者8名。 ・3月にこころの健康に関する講座を2回開催予定。		・参加人数につながりにくい状態なので、今後は、関係各所に啓発が必要。
			【守谷駅自由通路及びペDESTリアンデッキの清掃】 ・障がい者の自立及び社会参加を支援するとともに、障がい者の福祉の増進に寄与する。 注)ペDESTリアンデッキ:TX沿線国道294号上の大きな歩道。	建設課		・障がい者2団体が自由通路を清掃する。 97日+118日=215日 ・障がい者1団体がペDESTリアンデッキを清掃する。 67日		・TX開業時より実施している。今後も継続することで、障がい者の福祉の増進に寄与する。
			【市職員への採用】 ・障がい者の自立と社会参加の促進を目指して、計画的な職員採用を行っている。	総務課		・常時勤務の障がいのある市職員数 (平成29年1月1日現在) 重度身体障がい者:3名 重度身体障がい者以外:3名		障がい者の法定雇用率は基準2.3パーセントである。守谷市の実雇用率は2.13パーセントで、今後も計画的な職員採用が必要。
イ	障がいのある方の権利擁護と自己決定の尊重		【成年後見制度利用支援事業の実施】 ・障がい者の権利を擁護するため、守谷市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき支援事業を行っている。	社会福祉課		・12月現在、障がい者に係わる利用実績はない。		・今年度も法律等の規定に基づき施策を継続して実施しており、問題点等はない。 ・相談を受ける中で、必要に応じ情報提供を行う。
			【障がい福祉サービス利用の支援】 ・障がい者が必要とする障がい福祉サービスの利用を支援するために、「障がい者福祉のしおり」において事業所の一覧を掲載し、利用できる福祉サービスの周知を図っていく。	社会福祉課		・障がい者が必要とする障がい福祉サービスの利用を支援するために、「障がい者福祉のしおり」において事業所の一覧を掲載し、利用できる福祉サービスの周知を図っている。		
			【精神保健事業】 ・当事者、家族からの相談を実施している。相談者が自分の生活について自己決定ができるようにする。	保健センター		・毎月1回の定例相談・随時の相談を実施している。12月までに約170人の相談を実施。		・他機関、他課から自殺などのハイリスクな相談に多く対応している。専門職が必要時に対応しなければならない相談かどうかの見極めが難しい。
ウ	生活環境ネットワークの形成		【守谷市地域自立支援協議会の活用】 ・平成24年2月に守谷市地域自立支援協議会を設置し、数ヶ月に1回の頻度で障がい者支援や福祉サービスの利用について協議を行っている。また、住み慣れた地域で在宅の寝たきり・認知症老人、重度障がいのある要援護者が在宅サービスを利用できるように、福祉・保健・医療の各サービス機関が連携する在宅支援システムの構築を図っていく。	社会福祉課		・今年度は、5・7・9月に開催し、住み慣れた地域で重度障がいのある要援護者が在宅サービスを利用できるように、福祉・保健・医療の各サービス機関が連携する在宅支援システムの構築を図るよう協議を行った。 参加人数:5・7・9月計参加者48名		・地域自立支援協議会の運営に関し、より積極的な支援ができるよう、障がい者や権利擁護等を専門的に協議する分野別部会の設置を検討する必要がある。

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況(28年度)	(4)	課題、対策及び効果
エ	特別支援教育の充実	【インクルーシブ教育の実施】 ・御所ヶ丘中学校区で実施していたインクルーシブ教育を全中学校区に拡大する。インクルーシブ教育とは域内の教育資源を組み合わせて共有し、障がいのあるなしに関わらず、誰もが平等に教育を受けるシステムであり、一人一人の児童生徒に細やかな支援を行う。 注)インクルーシブ教育:包括的教育、障がいがある人、ない人共に学ぶ。		指導室	・文部科学省の委託を受け、御所ヶ丘中学校区で研究してきたインクルーシブ教育の取組を、市内全中学校区に拡大する。 ・年4回(6月、10月、11月、1月)の教育支援委員会(委員15名、専門委員13名)において、個別に必要な合理的配慮の検討(未就学児童23名、就学児童生徒49名)を行った。		・発達障がい児童生徒が等しく教育を受ける権利を保障していく意識が高まった。 ・委託のない状態でも、御所ヶ丘中学区において構築されたインクルーシブ教育システムを継続できるようにしたい。	
		【守谷市総合教育支援センターの活用】 ・教育全般や子育てに関するさまざまな問題、また小学校入学前のお子さんの心身の発達や就学に関わる相談を受け付け、支援を行う。 ・相談の対象を小学生から一般の方々まで広げ、幅広く相談に対応していく。		指導室	・教育相談や電話相談、各学校からの発達検査依頼に応じて、支援活動を行った。 行動、性格等にかんする相談、160件 発達検査、19件 保育所(園)、幼稚園訪問、42件 ・教育相談から、適切な教育支援につながるよう、関係諸機関との連携を図った。		・発達検査後の分析やレポートは、勤務時間外に作成しているのが現状であり、発達検査を実施できる職員増が必要である。	
		【市教育支援委員会による調査、審議】 ・障がい児の適正な就学指導及びこれに関わる必要な事項について調査、審議し教育支援体制を整える。		指導室	・年4回(6月、10月、11月、1月)教育支援委員会(委員15名、専門委員13名)を開催し、未就学児童23名、就学児童生徒49名の審議を行った。 ・療育教室、保育所(園)、幼稚園等と連携し、教育相談員が未就学児の集団生活や遊びの様子を確認することで、適切な教育支援ができるように行った。		・障がい児に対して、一貫した適切な教育支援が行えるため、「相談支援ファイル」を保護者に積極的に活用してもらえるようにすることが課題である。	
		【児童発達支援】 ・発達に心配のある未就学児童及びその保護者に対して、療育指導(個別指導・集団指導・水療育)を実施する。		社会福祉課	・12月現在、利用契約者数 87名 延利用回数(指導回数)1,436回 利用日数(指導日) 173日		・療育の実施により、対象児の発達や社会性の向上及び保護者支援により対象児の特徴や対応についての理解を促すことができた。	
オ	虐待の早期発見・対応	【障がい者虐待防止センターの設置】 ・平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」により、障がい者虐待防止センターを社会福祉課に設置している。また、虐待を受けた障がい者の一時的な保護施設を市外施設に2箇所確保し、緊急的な措置に備えている。 ・障がい者虐待への対応については、国で作成したマニュアルに基づき、県・警察と連携を図り、虐待の未然防止や虐待発生時の迅速な対応を図るよう体制を整備する。		社会福祉課	・12月現在、発生事案はない。		・虐待の認定に関し、その内容や虐待を受けた障がい者及び虐待を行った養護者への支援方法等について、緊急時に円滑に対処するよう具体的な処遇を県や関係団体と連携し、職員のスキルアップを図る必要がある。 ・障がい者虐待防止や障がい者支援について、広報、ホームページ掲載や窓口にしおり等を置き、多くの人に周知し、理解を深めるために今後も必要である。	
		【障がい者虐待防止への周知】 ・市において障がい者虐待防止に関するパンフレットを用意し、市内障がい者福祉事業所、民生委員児童委員、地域自立支援協議会委員等に配布し周知を図る。		社会福祉課	・市において障がい者虐待防止に関するパンフレットを用意し、市内障がい者福祉事業所、民生委員児童委員、地域自立支援協議会委員等に配布し周知を図っている。また、周知のポスターを市役所庁内に掲示した。			
同和問題								
ア	差別意識の解消に向けた教育・啓発の取組	【同和対策啓発事業】 ・同和問題は、基本的人権にかかわる重要な問題であり、問題解決のためには、市民一人ひとりが、人権や差別について深く学び、正しく理解する必要がある。市民の正しい理解と認識を促進する手段として、啓発活動及び研修会等を実施する。また、同和関係運動団体が主催する研修会への参加を通して同和問題の早期解決に向けた取組を推進する。		市民協働推進課	・同和問題をはじめ、人権問題に関する正しい認識と理解を深め、差別解消を図るため、人権教育講演会(8月5日、中央公民館にて参加者379名)や人権問題職員研修会(12月8日、市役所大会議室にて参加者58名)を実施した。 ・同和関係運動団体が主催する研修会(13回、計参加者110名)へ積極的に参加した。		・市民一人ひとりが、人権が尊重された社会の確立に向けて、人権問題を自らの課題として捉え、豊かな人権感覚を育んでいくために今後も、人権啓発や研修会が必要である。	

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況(28年度)	(4)	課題、対策及び効果
			【隣保館運営事業】 ・地域社会全体の中での福祉向上や人権啓発と住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活面における各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を行う。また、来館者にも人権啓発用品の配布や館内に人権に関する取り組み内容を掲示し、意識の向上に努める。	市民協働推進課 (文化会館)		①12月の人権週間に併せて、隣保館及び学校教育関係者を対象に研修会(講演会)の実施、12月3日参加者57名、また市内小・中学校の児童・生徒による人権習字など館内展示を12月12～19日で行った。 ②地域交流事業の講座事業では、カリキュラムに人権ビデオの上映を取り入れ差別解消に向けた養育・啓発を実施(7回、参加者計85名)。また、講座資料においては隣保館の設置目的と活動内容を紹介し、人権啓発用品を配布した。 人権ビデオの上映(参加者) ・講座 書道講座22名及び健康講座19名、6月実施、料理教室は2月実施予定。 ③文化会館運営審議会委員を対象に人権ビデオ上映12名、8月実施。		・隣保館運営事業についても、人権週間の習字展示、人権啓発や人権講演会、文化会館での活動を知ってもらうためにも今後必要である。
イ	就労、産業を支援するための取組		【隣保館運営事業(職業相談事業)】 ・公共職業安定所に協力を仰ぎ、職業指導官による就職活動に関わる相談などを支援をする。	市民協働推進課 (文化会館)		・(偶数月の第三水曜日実施) 4月、6月、8月、10月、12月実施済み(相談者数合計6名)		
ウ	地域交流を促進するための取組		【隣保館運営事業(地域交流事業)】 ・各種講座事業及び文化会館まつり事業を実施することにより、地域住民との交流を図り併せて人権啓発活動を行う。	市民協働推進課 (文化会館)		・各種講座(書道、健康、料理、編みもの体験、手話体験、フラワーアレンジメント体験、守谷産「手打ちそば」体験)事業の実施。期間は、6月から2月までの間で実施。 ・文化会館まつりの実施(見学者912名、参加団体24団体、参加者235名) 10月2日発表会、10月20～23日展示会		・各種講座では、隣保館の設立目的等を講座資料に取り入れ、開講式に活動内容を紹介した。また、人権ビデオを上映し、多くの市民に人権尊重の意識向上ができた。 ・文化会館まつりにおいても、来館者に対し人権啓発用品を配布し、人権問題の大切さを理解してもらえる場として今後も継続して実施する必要がある。
外国人の人権								
ア	共生意識、異文化理解の促進		【姉妹都市交流事業】 ・国際姉妹都市から訪問団受入れを行う。 ・青少年海外派遣事業を実施し、姉妹都市を訪問及びホームステイを行うことを通じ、人種や信条を超えた相互理解を図る。	市民協働推進課		・8月 ドイツ連邦共和国マインブルク市からの学生訪問団11名、引率者3名の受け入れを行った。		・ホームステイ協力家庭の募集方法や実施時期を工夫し、市民レベルでの友好関係の継続的な関係の構築の機会を創出することができた。
			【国際交流協会活動の支援】 ・国際交流協会の事務局として、会員管理(会費納入、連絡調整等)、活動拠点である国際交流研修センターの管理整備を行うなど市民レベルの国際交流に関わる活動を促進する。	市民協働推進課		・8月 ドイツ連邦共和国マインブルク市の学生訪問団11名、引率者3名を対象に、着付、茶道、琴、投扇興、生花体験を実施した。 ・10月 守谷市国際交流協会の事業としてJICA研修生及び近隣在住外国人対象として着付、書道、折り紙、琴、投扇興の体験を実施し、238名の参加者があった。		・次世代を担う市民が、地域の国際化及び多文化共生の場で活躍できるよう、協会と行政が連携して事業を行い、効果的な国際化を推進している。
			【青少年海外派遣事業】 ・国際姉妹都市に市内在住の中高生を派遣し、ホームステイおよび海外研修を行い、地域における国際交流の担い手育成を図るとともに、人材育成を行う。	市民協働推進課		・7月28日～8月4日、5泊7日アメリカ合衆国グリーリー市に青少年海外派遣団(中高生12名、引率者2名)を派遣し、姉妹都市一般家庭にてホームステイを行い市民レベルでの国際交流を行った。		・本年度の派遣団員は、事業終了後に国際交流協会に所属し、国際交流に関する活動を始めており、また過去の派遣団員については、社会に出て国際的に活躍する、地域に根差してボランティア活動を行うなど人材育成としての役割を果たしている。
			【国際理解教育の実施】 ・英語活動や外国語活動の時間における様々な活動を通して国際理解教育の充実を図っている。 ・週末を利用し、小学生対象の「ALTとあそぼう・話そう」、中学生対象の「English in Action」を実施し、英語や外国文化に対して一層の理解を図る。	指導室		・学習指導要領で定められている外国語活動は、週1時間5年生と6年生のみであるが、守谷市では小学校全9校が文部科学省から教育課程特例校の指定を受け、小学校1年生から4年生にも週1時間の英語、外国語活動の時間を確保している。 ・「ALTとあそぼう・話そう」、「English in Action」について、小中あわせて、年14回実施、延べ人数490名		・本市児童生徒、及び保護者の英語教育に関する興味・関心は高い。今後も保幼小中高一貫教育の観点から英語教育を充実させ、グローバル化に対応した人材育成を図っていきたい。

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況(28年度)	(4)	課題、対策及び効果
イ	暮らしやすい環境づくりの推進	【外国人に理解しやすい情報提供】 ・外国人来庁時に職員、国際交流員による通訳を行い、利便性を高める。		市民協働推進課	・転入、転出業務、生活保護相談、保育所入所申請、生活相談、法律相談などについて各課からの通訳補助を実施。1月あたり平均2名に対して補助を行っている。		・通訳にあたる職員等がやさしい日本語に関する知識を身に付け、外国人に対する情報発信や文書作成において、わかりやすい表現を用いている。	
		【外国人のための語学支援者登録制度】 ・外国語通訳の有償ボランティアを登録し、来庁時の通訳、外国人のためのゴミカレンダー作成、予防接種の説明文の翻訳等を行い、外国人にとっても安心して暮らせる環境を整える。		市民協働推進課	・英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語等23人の登録数があり、簡易な通訳ニーズに応えられるようにしている。今年度は職員が対応できる言語通訳補助要請のみであり、迅速なサービス実施のために職員が対応したため、制度の利用には至らなかった。		・多文化共生社会に対応するためには、言語だけではなく、文化的背景や行政の各種制度等についても精通している必要があること、また、登録者の資質や通訳・翻訳の成果を検証することが困難であることから、全てのニーズをカバーするために、当制度の活用とともに、「やさしい日本語」での行政サービスも実施している。	
		【外国人用クリーンカレンダーの配布】 ・転入等に伴い、生活環境課で作成した、外国人用クリーンカレンダーの配布を行う。(英語・中国語・ポルトガル語・韓国語)		総合窓口課	・外国人の転入手続きの際、随時外国人用クリーンカレンダー(英語、中国語、韓国語、ポルトガル語)を約60部配布する。		・多言語表記のクリーンカレンダーを配布することは、外国人の方に暮らしやすい環境を提供するため有効であるとする。	
感染症・難病患者等の人権								
ア	正しい知識の普及・啓発と理解の促進	【健康教育の推進】 ・保健学習「健やかな成長」「栄養と健康」「運動と健康」等の単元を中心に、男女の成長の特徴を理解させ、望ましい異性観や正しい性意識の形成を図る。		指導室	・保健学習の授業を通して、心身の成長、望ましい異性観などについて学習を行った。 小学3、4年生、2学年で8時間、5、6年生で16時間。 3年「健康な生活」、生活の仕方や、生活環境についての学習。 4年「育ちゆく体とわたし」、思春期の心と体の変化、体の発育、発達させるための食事、運動、休養等について学習。 5年「心の健康」、心の発達、不安や悩みの対応についての学習。 6年「病気の予防」、病気の予防、禁煙、飲酒、薬物乱用の害についての学習。 中学3年間で48時間。 1年「心身の機能と心の健康」、体の発育・発達、生殖にかかわる機能の成熟、異性の尊重と性情報への対応、欲求やストレスの対応と心の健康等についての学習。 2年「健康と環境」、環境への適用能力、生活環境の衛生管理等についての学習。 3年「健康な生活と病気の予防」、病気の発生要因、生活習慣病の予防、喫煙、飲酒、薬物乱用の害、感染症(性感染、エイズ含む)の予防、医療機関・医薬品の利用等についての学習。		・発達段階に応じた保健学習等を通して、望ましい価値観の育成や、健やかな心身の成長に努めてきた。今後も継続支援が必要である。	
		【保健所主催の難病患者研修会と相談事業の広報掲載】 ・研修会参加、活動内容紹介、相談事業等の照会を掲載する。		保健センター	・本年度は研修会が近隣市で計画されていないため、掲載できていない。今後、研修会が計画された場合は掲載する。 ・難病、感染症等の啓発ポスター掲示6種類、リーフレット棚配布5種類を保健センターで行っている。		・広報掲載を実施し、今後も広く住民に知識の普及等を行う。	
イ	保健所等関係機関との連携	【竜ヶ崎保健所や医療機関との連携】 ・市民から難病や感染症の相談又は認知した場合、保健所に連絡し、保健所が行う相談や保健指導につなげていく。		保健センター	・随時、市民から難病や感染症の相談等の報告を保健所へしていく。平成28年度の報告件数はない。		・今後相談ケースが発生した場合は、医療機関・保健所等と連携しながら援助していく。	
刑を終えて出所した人の人権								
	偏見や差別の意識を解消するための啓発	【社会を明るくする運動の実施】 ・立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをするために、「社会を明るくする運動」を通じ、偏見を解消するための啓発活動を実施する。		社会福祉課	・取手地区保護司会守谷支部及び守谷市更生保護女性会と連携し7月3日に中央公民館にて啓発映画会及び守谷駅にて駅頭キャンペーンを実施し啓発活動行った。参加者約400人		・啓発映画会と駅頭キャンペーンの実施により両会の活動及び更生保護活動を周知することにより意識の向上を図ることができた。 ・課題は、犯罪が低年齢化している中で、小学生への犯罪予防啓発活動が不足している。	

(1)	施策の方向	(2)	【事業名】 事業の内容	所管課	(3)	事業実施状況(28年度)	(4)	課題, 対策及び効果
	犯罪被害者等の人権							
	被害者支援に関する取組		【犯罪被害者週間の周知】 ・毎年、「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の一週間が「犯罪被害者週間」と定められており、広報やHPに関係記事を掲載することにより犯罪被害者等の置かれた状況等についての理解を深める。	社会福祉課		・守谷市HPに掲載した。また、広報もりや11月10日号に掲載。 ・11月4日開催の犯罪被害者支援講演会のポスターの掲示及びパンフレットの配置(主催:(社)いばらき被害者支援センター、会場:県庁講堂、参加者:135名) ・11月30日に取手警察署にて平成28年度取手地区被害者支援連絡協議会を開催(関係者16名出席)		・課題としては、県公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体である(社)いばらき被害者支援センターや被害者の状況に関して、市民への広報が行き渡っていない状況があります。対策として、引き続き啓発、広報活動を実施します。
	インターネット等による人権侵害							
	ア 情報モラルの向上		【インターネット等による差別表現対応】 ・インターネット掲示板等で差別表現を発見又は通報を受けた場合、速やかに適切な対応をする。	市民協働推進課		・市では、インターネット等による差別表現に関して直接連絡を受けていないが、同和対策関係運動団体の研修において、インターネット等の誹謗中傷や差別書込みが多くあるとの実状を把握している。		・匿名性を利用したインターネット上での人権侵害については、啓発の必要性がある。 ・個人や地域の特定制が明らかな場合は、サイト運営者に対し削除要請を行う。
			【情報教育推進委員会の実施】 ・研修会や公開授業を通して、教職員が情報スキルの向上を目指す。また、情報モラル教育の必要性について認識し、これらを児童生徒へ還元する。	指導室		・今年度、学習支援ソフトを学校に導入したことで、教職員に対して学習支援ソフトの活用及び情報モラルについても研修を実施した。		・ICT機器の利用及び効果については、教職員の意識が高まっているが、教職員で個人差があることが課題である。今後、ICT支援員を積極的に活用し、どの授業においても効果的に活用できるようにしていく。
			【市ホームページにおける人権を尊重した表現の推進】 ・高齢者、視覚障がい者、子ども等にも平等に情報閲覧が可能なよう、アクセシビリティの維持、向上を図る。 注)アクセシビリティ:誰でも簡単に利用できる。	秘書課		・担当職員向けのホームページ作成研修会(12月20日実施:新規採用職員が対象(16名出席))において、アクセシビリティについて説明した。 ・ホームページの最終チェック時に、表現について再確認した。		・アクセシビリティについて研修会で説明し、参加職員から理解を得ることができた。 ・ホームページの最終チェック時の再確認で、二重チェックをすることができた。
	イ 学校における情報教育の推進		【メディアリテラシー教育の実施】 ・小中学校ともに、特別活動等を利用し、メディアリテラシーについて学習する。 ・外部講師を招きケータイ・ネット安全利用に関する講習会を実施する。 注)メディアリテラシー:情報を理解する能力、情報を見極める能力。	指導室		・小学5、6年生、中学校は全生徒に対し、ケータイ・ネット安全利用に関する講習会を1学期末に実施した。また、保護者へ参加を呼びかけ、各学校で約40名が参加した。 ・守谷市小中一貫情報教育指導計画を策定し、メディアリテラシーについて発達段階に応じたインターネットや携帯電話、スマートフォンを利用するときのルールやマナーの指導が行われている。		・情報モラルに対する児童生徒の意識は高まってきている。 ・情報モラルの大切さを認識する一方で、毎月各校からのいじめ実態調査では携帯電話、スマートフォンを媒介とした誹謗中傷事案の報告を受けており、今後は、小学校の中学年や保護者も含めた啓発活動が重要である。
	その他の人権問題							